

議案第9号

大網白里市子育て支援館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について

大網白里市子育て支援館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例  
を次のように制定する。

令和7年9月1日提出

大網白里市長 金 坂 昌 典

大網白里市子育て支援館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する  
条例

大網白里市子育て支援館の設置及び管理に関する条例（平成30年条例第2  
1号）の一部を次のように改正する。

第4条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年11月1日から施行する。ただし、次項の規定は、  
公布の日から施行する。

(準備行為)

2 改正後の第4条第6号に規定する乳児等通園支援事業に関し必要な準備行  
為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。